

建設業許可申請に必要な様式(熊本県知事許可)

H27. 4. 1

番号 ※注1	様式番号	名 称	新規	許可 換え 新規	般 特新 規	業 種 追 加	更 新	般 特 新 規 十 業 種 追 加	般 特 新 規 十 更 新	業 種 追 加 十 更 新	般 特 新 規 十 業 種 追 加 十 更 新
(1) 閲覧対象書類											
1	—	表紙	●	●	●	●	●	●	●	●	●
②	第1号	建設業許可申請書	●	●	●	●	●	●	●	●	●
③	別紙1	役員等の一覧表	●	●	●	●	●	●	●	●	●
4	別紙2(1)	営業所一覧表(新規許可等)	●	●	●	●	●	●	●	●	●
5	別紙2(2)	営業所一覧表(更新)					●	●	●	●	●
6	別紙3	収入印紙、証紙、登録免許税領収証書又は許可手数料領収証書はり付け欄	●	●	●	●	●	●	●	●	●
⑦	別紙4	専任技術者一覧表	●	●	●	●	●	●	●	●	●
⑧	第2号	工事経歴書	●	●	●	●	△	●	◇	◇	◇
9	第3号	直前3年の各事業年度における工事施工金額	●	●	●	●	△	●	●	●	●
⑩	第4号	使用人数	●	●	●	●	●	●	●	●	●
⑪	第6号	誓約書	●	●	●	●	●	●	●	●	●
⑫	第11号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表	法人:本店以外に支店・営業所がある場合のみ必要 個人:本店以外に支店・営業所がある場合又は支配人登記がある場合のみ必要								
⑬	第15~19号	財務諸表	●	●	△	△	△	△	△	△	△
14	第20号	営業の沿革	●	●	△	△	●	△	△	●	●
15	第20号の2	所属建設業者団体	●	●	△	△	□	△	□	□	□
	第20号の3	健康保険等の加入状況	●	●	△	△	●	●	●	●	●
16	第20号の4	主要取引金融機関名	●	●	△	△	□	△	□	□	□
17	—	定款(法人のみ)	●	●	△	△	□	△	□	□	□
18	—	裏表紙	●	●	●	●	●	●	●	●	●

(2) 閲覧対象外書類(別とじ用)

①	第7号	経營業務の管理責任者証明書	●	●	●	●	●	●	●	●	●
②	第7号別紙	経營業務の管理責任者の略歴書	●	●	●	●	●	●	●	●	●
③	第8号(1)	専任技術者証明書(新規・変更)	●	●	●	●	●	●	●	●	●
4	—	資格要件を証する書類(免許等又は監理技術者証の写し)	※注5								
5	第9号	実務経験証明書(指定学科卒業の場合は卒業証明書又は卒業証書(写)を含む)	※注6								
6	第10号	指導監督の実務経験証明書	※注6								
7	第11号の2	国家資格者等・監理技術者一覧表	●	●	△	△	△	△	△	△	△
⑧	第12号	許可申請者の住所、生年月日等に関する調書	※注7								
⑨	第13号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日に関する調書	第11号様式と同様。役員等と兼ねる場合は不要。								
10	第14号	株主(出資者)調書	●	●	△	△	●	△	●	●	●
11	—	商業登記の履歴事項全部証明書、支配人登記の履歴事項全部証明書	●	●	△	△	●	△	●	●	●
12	—	納税証明書(個人事業税又は法人事業税 ※県税)	●	●	△	△	△	△	△	△	△
13	—	財産的要件についての確認書類	※注8								
14	—	営業所の要件についての確認書類	※注9								
15	—	法務局が発行する成年被後見人、被保佐人の「登記されていないことの証明書」	※注10								
16	—	本籍地の市町村が発行する「身分(身元)証明書」	※注10								

※●…提出必要 △…省略可 ◇…更新業種のものについては省略可 □…変更がなければ省略可

※注1: 提出書類は、番号順にそろえる。なお、(1)閲覧対象書類と(2)閲覧対象外書類(別とじ用)に分けて提出すること。

※注2: 個人申請の場合は、経營業務管理責任者に該当する者を記載する。

※注3: 「注文者」及び「工事名」の記入に際しては、その内容により個人の氏名が特定されることのないよう十分に留意すること。

※注4: 新規以外の申請で、既に証明されている者について、申請者と異なる証明者による過去の期間の証明の場合は、自社の経験の証明書に加え、前回の証明書の写しの添付でも可。(原本持参)

※注5: 監理技術者証の写しにより資格要件を証明する場合は、卒業証明書、合格証明書等の提出不要。原本持参不要。

※注6: 更新等の申請で、既に証明されている者については、前回の証明書の写しで可。

※注7: 経營業務管理責任者については作成不要。

※注8: 主要取引金融機関が発行する500万円以上の残高証明書又は融資証明書。(証明日から1か月以内のものとし、複数の金融機関から証明を受ける場合には証明日が同じもの)
※直近の決算において自己資本の額が500万円以上の場合、または一般建設業の許可申請で申請直前の過去5年間許可を受けて継続して営業した実績を有する場合は不要。

※注9: 営業所の建物の権利・利用を証明するもの(自己所有の場合は建物登記簿謄本等、賃貸借の場合は賃貸借契約書の写し(原本持参)、営業所の写真(外観、入口、内部)、営業所の付近図。

※注10: 個人の場合は、事業主及び支配人、法人の場合は、役員及び令3条使用人全員分(個人株主・出資者は除く)。申請日前3か月以内に発行されたものであること。